

令和2年度 新温泉町移住者等支援制度について

新温泉町では、移住定住等の促進を図るため、次のような支援制度があります。
ぜひご利用ください。

■問合せ先 新温泉町役場 商工観光課 TEL0796-82-5625

◆移住支援金

対象者	補助金額	問合せ
直近10年間のうち、通算5年以上（更に住所を移す直前1年以上） 東京23区又は東京圏（条件不利地域除く）に在住し、東京23区 に通勤していた方で、移住支援金対象求人に就職された方又は対象 となる起業支援事業の交付決定を受けた方	<ul style="list-style-type: none"> ・2人以上の世帯の場合 100万円 ・単身の場合 50万円 	商工観光課

◆民間賃貸住宅家賃助成【新規】

対象者	対象経費	補助金額	問合せ
結婚後3年未満の夫婦（一方が40歳 未満）世帯又は40歳未満の転入者に 対して民間賃貸住宅の家賃を助成	民間賃貸住宅の家賃 ※婚姻又は転入後3年まで の間に通算2年分助成	家賃から3.5万円を差し引いた額 上限月額1万円	商工観光課

※転入者：転入した日前1年以上、連続して町外に住所を有していた方で、転入日以後3年未満の方

◆ふるさと就職奨励・定住促進交付金事業【新規】

対象者	補助金額	問合せ
40歳未満の転入者又は新規学卒者で、転入又は卒業後 1年以内に町内に事業所を有する企業に就職した方	10万円（2か年に分割して支給） ※雇用期間1年を経過することに5万円を支給	商工観光課

※転入者：転入した日前1年以上、連続して町外に住所を有していた方で、転入日以後1年以内の方

◆空き家リフォーム事業【拡充】

対象者	対象経費	補助率	補助金額	問合せ
町内に空き家を有する方で、空き 家バンクに登録又は工事終了後 1か月以内に登録する方又はそ の住宅を利用する方 (空き店舗・事務所も登録対象)	水回りの改修、サッシ等の交換、クロス 張替、オール電化、屋根、外壁、家屋の クリーニングなど50万円以上のもの	1/10	上限50万円	商工観光課
	家財道具処分に係る経費	1/2	上限10万円	

◆住宅リフォーム事業

対象者	対象経費	補助率	補助金額	問合せ
町内在住で町内に店舗等が ある事業者を利用して施工 する方	住宅の改修・補修、水回りの改修、サッシ等 の交換、クロス張替、オール電化など50万 円以上のもの。	1/10	上限10万円	商工観光課

◆定住促進住宅助成事業【拡充】

対象者	対象経費	補助率	補助金額	問合せ
町内在住の45歳未満の方 又は転入者で町内に店舗等 がある事業者を利用して施 工する方	○新築、購入（500万円以上のもの） ○改修：水回りの改修、サッシ等の交換、ク ロス張替 オール電化、屋根、外壁 など50万円以上のもの。	1/10	上限50万円 （転入者は、 上限70万円）	商工観光課

※転入者：転入した日前1年以上、連続して町外に住所を有していた方で、転入日以後3年未満若しくは工事完成・売買までに
転入予定の方又は地域おこし協力隊員であった方で任期満了後3年未満の方

◆温泉配湯助成事業

対象者	対象経費	補助金額	問合せ
定住促進住宅助成事業により住宅を 新築等し、新たに温泉配湯を受けた方	前年度に納付した温泉使用料の基本料金	最大5年間助成	商工観光課

◆起業支援補助金制度【拡充】

対象者	対象経費	補助率	補助金額	問合せ
<ul style="list-style-type: none"> 町内で新たに起業するもの 現在経営している業種と異なる業種の事業を開始するもの 町外の事業者で、町内で新たに事業所を設置し事業を開始するもの 	事務所開設に係る経費、備 品購入費、広告宣伝費	1/2 対象経費50万円以上	上限50万円 （転入者は、 上限100万円）	商工観光課
	商工会に加入した方で3か 月以上の空き店舗・空き家 バンク登録物件を活用した 場合の賃料	1/2	上限月額3万円 （2年間）	

※転入者：転入した日前1年以上、連続して町外に住所を有していた方で、転入日以後3年未満の方又は地域おこし協力隊員で
あった方で任期満了後1年未満の方

◆地域資源活用促進事業

対象者	対象経費	補助率	補助金額	問合せ
町内の事業所で、町内の食材 を活用した食品加工に係る 新商品の開発を行うもの	謝金、旅費、原材料費、機械設備費、 使用料及び賃借料、委託料、広告宣伝 費、備品購入費、負担金等	1/2	上限50万円	商工観光課

◆地域経済循環創造事業交付金事業

対象者	対象経費	補助率	補助金額	問合せ
地域資源を活かした先進的で持 続可能な事業を実施する事業者	施設整備費、機械装置費、備品費	1/2	上限2,500万円	商工観光課

◆起業支援アドバイザー制度

対象者	相談の内容	相談日等	問合せ
町内在住の方及び本 町に1・Uターンして 起業しようとする方	創業段階に必要な基礎知識等、経営等、法律・会計・金 融・税務等企業経営上の内容、1・Uターンを希望する 方への空き家情報の提供等、その他起業に関する相談	<ul style="list-style-type: none"> 相談日：毎週木曜日 時間：9:00～11:30 場所：サツホール浜坂 	サンシーホー ル浜坂 Tel82-1735